

(仮称) 河合町まちづくり基本条例 逐条解説書案改訂稿 1 新旧対照表

改訂版 ページ	修正箇所	修正後	修正前	修正理由
P2	2. まちづくり基本条例制定の背景	(令和4年4月現在、NPO法人政策研究所調べ)	(令和2年4月現在、NPO法人政策研究所調べ)	条文の変更に伴う変更
P5	5. 河合町まちづくり基本条例の全体像	第7章 生涯学習及び文化のまちづくり	第7章 文化及び生涯学習のまちづくり	条文の変更に伴う変更 (条文の並びに修正)
P5	5. 河合町まちづくり基本条例の全体像	第8章 町議会並びに執行機関及び町職員の役割と責務	第8章 町議会並びに町長及び町職員の役割と責務	条文の変更に伴う変更 (条文見出しの修正)
P5	5. 河合町まちづくり基本条例の全体像	第24条 執行機関 の役割と責務	第24条 町長 の役割と責務	条文の変更に伴う変更 (条文見出しの修正)
P5	5. 河合町まちづくり基本条例の全体像	第38条 自治の最高規範	第38条 条例の位置づけ	条文の変更に伴う変更 (条文見出しの修正)
P8	河合町まちづくり基本条例逐条解説目次	第7章 生涯学習及び文化のまちづくり	第7章 文化及び生涯学習のまちづくり	条文の変更に伴う変更 (条文の並びに修正)
P8	河合町まちづくり基本条例逐条解説目次	第8章 町議会並びに 執行機関 及び町職員の役割と責務	第8章 町議会並びに 町長 及び町職員の役割と責務	条文の変更に伴う変更 (条文見出しの修正)

P8	河合町まちづくり基本条例 逐条解説 目次	第 24 条 執行機関 の役割と責務	第 24 条 町長 の役割と責務	条文の変更に伴う変更 (条文見出しの修正)
P8	河合町まちづくり基本条例 逐条解説 目次	第 38 条 自治の最高規範	第 38 条 条例の位置づけ	条文の変更に伴う変更 (条文見出しの修正)
P9	前文 【条文】	近年では	ただ 近年では	条文の変更に伴う変更 (審議会意見)
P9	前文 【条文】	すでに 、子どもたちの見守り活動や	その礎として 、子どもたちの見守り活動や	条文の変更に伴う変更 (審議会意見)
P9	前文 【条文】	活発におこなわれています が 、これからも	活発におこなわれています。 これ からも	条文の変更に伴う変更 (審議会意見)
P11	第 1 条 【条文】	まちづくりの基本原則、町民の権利、	まちづくりの基本原則 を明らかにし 、 町民の権利、	条文の変更に伴う変更 (審議会意見)
P11	第 1 条 【条文】	持続可能な 地域 社会の実現	持続可能な社会の実現	条文の変更に伴う変更 (文言の統一)
P11	第 1 条 【説明】	持続可能な 地域 社会の実現	持続可能な社会の実現	条文の文言の統一に伴う変更
P12	第 2 条 (3) 【条文】	行政事務を執行する機関をいい、 「行政」とも いいます。	行政事務を執行する機関をいいます。	条文の変更に伴う変更 (以下の条文で「行政」を使用しているため)
P12	第 2 条 (7) 【条文】	(7) 町民公益活動団体 町民による自発的かつ自主的な意思に基づき、広く社会的課題の解決やまちづくりを目的とした非営利で公益的な活動を行		条文の変更に伴う変更 (以下の条文で「町民公益活動団体」を使用しているため)

		う団体をいいます。		
P12	第2条(8) 【条文】	(8) 多様な主体 大字及び自治会等をはじめ、地域自治団体、町民公益活動団体、事業者のほか、まちづくりに参加する個人等をいいます。		条文の変更に伴う変更 (以下の条文で「多様な主体」を使用しているため)
P12	第2条(9) 【条文】	(9) 地域自治団体 一定のまとまりのある区域内の多様な主体で構成される地域自治を担う団体をいいます。		条文の変更に伴う変更 (以下の条文で「地域自治団体」を使用しているため)
P13	第2条(2) 【説明】	「町」は、議事機関である町議会と町長及び執行機関	「町」は、町議会と町長及び執行機関	審議会意見 町議会の役割を明記
P14	第2条(7) 【説明】	(7)「町民公益活動団体」とは、町民による自発的かつ自主的な意思に基づき、特定の地域に限らず河合町全域のまちづくり、あるいは社会的課題の解決のために、非営利で公益的な活動をする団体で、ボランティア団体やNPO等の活動がこれに当たります。 第15条(町民公益活動)で規定されています。		条文の追加に伴う変更
P14	第2条(8) 【説明】	(8)「多様な主体」とは、大字及び自治会等(第19条(大字及び自治会等))をはじめ、地域自治団体(第18条(まちづくり協議会))、ボランティア団体やNPO等の町民公益活動団体(第15条(町民公益活動))、事業者のほか、まちづくりに参加する個人等をいいます。		条文の追加に伴う変更
P14	第2条(9) 【説明】	(9)「地域自治団体」とは、一定の区域(おおむね小学校区程度を想定)で、多様な主体で構成される地域自治を担う団体のことで、第18条(まちづくり協議会)に規定され、まちづくり協議会ともいいます。		条文の追加に伴う変更

P17	第4条(4) 【説明】	情報共有のもと町政にPDCAサイクルを徹底させ	情報共有のもと町政にPDCA(計画—実施—評価—改善)サイクルを徹底させ	審議会意見 PDCAの説明を【附記】に追加
P17	第4条 【附記】	<p>【附記】</p> <p>PDCAとは、「Plan(計画)」「Do(実行)」「Check(確認・評価)」「Action(改善行動)」の頭文字をとったものです。施策などを進める際に、目標を定めて計画(Plan)を立てて、それを実行(Do)し、確認・評価(Check)して改善行動(Action)を行い、次の計画へとつなげる一連のプロセスを「PDCAサイクル」といい、このプロセスを繰り返す事によって施策などの改善を図る手法です。</p>		審議会意見 PDCAの説明を【附記】に追加
P20	第7条 【条文】	町民をいいます。以下同じ。	町民をいう。以下同じ。	条文の変更に伴う変更 (文言の統一)
P24	第12条 【条文】	まちづくり及び地域の公共的課題の解決について、多様な主体がその担い手となれるよう	まちづくり及び地域の公共的課題の解決について、大字及び自治会等をはじめ、地域自治団体、ボランティア団体やNPO等の町民による公益活動団体、事業者のほか、まちづくりに参加する個人等多様な主体がその担い手となれるよう	条文の変更に伴う変更 (第2条(8)に定義)
P24	第12条 【説明】	なお、「多様な主体」については、第2条(8)で定義しています。	なお、多様な主体とは、大字、自治会等(第19条(大字及び自治会等))をはじめ、地域自治団体(第18条(まちづくり協議会))、ボランティア団体やNPO等の町民公益活動団体(第15条(町民公益活動))、事業者、さら	条文の変更に伴う変更

			に積極的にまちづくりに関わろうとする個人等をさします。	
P25	第14条 【説明】	法令等で委員が限定されているものや 審議する内容が専門的な分野又は経験、資格等を要するもの、 個人情報扱う場合などは除かれます。	法令等で委員が限定されているものや個人情報を扱う場合などは除かれます。	公募委員の導入になじまない理由に追記
P25	第14条 【説明】	河合町では、国民保護協議会、文化財保護審議会、情報公開及び個人情報保護審査会などがあります。		審議会意見 公募委員の導入になじまない審議会等の名称
P26	第15条 【条文】	町民は、 町民公益活動団体 を自ら立ち上げ	町民は、 自発的かつ自主的な意思に基づき、広く社会的課題の解決やまちづくりを目的とした非営利で公益的な活動を行う団体（以下「町民公益活動団体」といいます。） を自ら立ち上げ	条文の変更に伴う変更 (第2条(7)に定義)
P26	第15条 【説明】	「町民公益活動」について 定めています。	「町民公益活動」について 定義しています。	
P26	第15条 【説明】	なお、「町民公益活動団体」と「多様な主体」については、第2条(7)及び(8)で定義しています。		第2条で定義したことにより、参照先を明記
P26	第15条 【附記】	【附記】 宗教活動や政治上の主義を推進する活動	なお、宗教活動や政治上の主義を推進する活動	参照先をなお書きで明記したことによる文言の修正(【附記】の追加)
P27	第16条 2 【条文】	【抹消】	2 住民自治の主体は、多様な主体をさします。	条文の変更に伴う変更 (審議会意見)
P28	第18条 【条文】	町民は、 地域自治団体 (以下「まちづくり協議会」といいます。)を設置することができます。	町民は、 一定のまとまりのある区域内の多様な主体で構成される地域自治団体 (以下「まちづくり協議会」という。)を設置することができます。	条文の変更に伴う変更 (第2条(9)に定義、文言の統一)

P28	第18条 【説明】	なお、「地域自治団体」（まちづくり協議会）は第2条（9）で定義しています。また、「町民公益活動団体」と「多様な主体」については、第2条（7）及び（8）で定義しています。		第2条で定義したことにより、参照先を明記
P29	第19条 【附記】	【附記】 大字及び自治会等 大字は「だいじ」と読みます。大字も自治会も、両方とも、町内の一定の地域の住民により自発的に組織され、運営している近隣自治組織の事です。河合町の場合、概ね、西大和ニュータウン開発以前の自治会を大字と言います。		大字及び自治会等の説明を追加
P30	第7章 【条文】	第7章 生涯学習及び文化のまちづくり	第7章 文化及び生涯学習のまちづくり	条文の変更に伴う変更 (条文の並びに修正)
P31	第21条 【説明】	【参考】 文化芸術基本法 第2条 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。		文化芸術基本法の関連部分の抜粋を追加
P32	第8章 【条文】	第8章 町議会並びに執行機関及び町職員の役割と責務	第8章 町議会並びに町長及び町職員の役割と責務	条文の変更に伴う変更 (条文見出しの修正)
P35	第24条 【条文】	(執行機関の役割と責務)	(町長の役割と責務)	条文の変更に伴う変更 (2条の定義にあうように条文見出しを変更)

P39	第29条 【説明】	河合町では、公益通報者保護法等に基づく「河合町法令順守推進要綱」により、適切な対応に努めています。		別に定める要綱を明記
P42	第35条 3 【条文】	町民は、災害発生等においては、自らを守る自助及び地域で支えあう共助を理念として、相互に連携し、助け合うよう努めなければなりません。	町民は、災害発生等においては、自ら及び周辺の人を守る努力をするとともに、相互に連携し、助け合うよう努めなければなりません。	条文の変更に伴う変更 (審議会意見、自助、共助の文言を追加)
P42	35条 【説明】	第3項では、自助及び共助と近助の町民相互の助け合いの必要性について	第3項では、自助及び町民相互の助け合いの必要性について	条文の変更に伴う変更
P42	35条 【附記】	<p>【附記】 (自助、近助、共助、公助) 災害時には行政が可能な限り公的支援(公助)を行います。それだけでは限界があります。災害を乗り越えるためには、日頃から顔の見える関係づくりに努めるなど、自分でできることは可能な限り行う(自助)とともに、地域の助け合い(共助)が大切です。</p> <p>さらに最近では、「近助」という言葉が提唱されています。少子高齢化時代は、みんなで助け合う「共助」と共に、顔の見える近くにいる人が見守り、近くの人が助ける「近助」が不可欠です。</p>		【附記】として、自助、近助、共助、公助の説明を追加
P43	第36条 2 【条文】	町長は、河合町の有権者がその総数	町長は、有権者がその総数	条文の変更に伴う変更 (審議会意見、条例制定等の請求権を明記)
P43	第36条 2 【説明】	条例の制定または改廃の請求は、河合町の有権者(河合町選挙人名簿に登録された者)の50分の1以上の連署をもって	条例の制定または改廃の請求は、有権者の50分の1以上の連署をもって	条文の変更に伴う変更

P44	第36条 2 【附記】	【附記】 第2項の規定により、地方自治法による町民投票の請求ができるのは、河合町の住民のうち河合町選挙人名簿に登録された者（有権者）に限られます。		条例制定等の請求者について明記
P46	第38条 【条文】	（自治の最高規範）	（条例の位置づけ）	条文の変更に伴う変更 （審議会意見）